## 平成二四年度総会・基調講演

## 一故久保赳氏の遺志」

## 稲 場 紀 久大阪経済大学名誉教授・環境市民文化研究所主宰

ございます。 本日は貴重なお時間を頂きまして、ありがとう

一歳(亡くなられた二○一一年)までを指していました。その手紙には八通りの草稿がありました。 も期の遺志をお伝えしたいと思います。ここで最 私宛に出された二通の手紙に基づき、久保さんの 私宛に出された二通の手紙に基づき、久保さんの 一歳(亡くなられた二○一一年)までを指していま 一歳(亡くなられた二〇一一年)までを指していま 一歳(亡くなられた二〇一一年)までを指していま

二○○六年の元旦、私は一つの決意をいたしま

後の二年前。つまり、節目の年まであと二年。こ「今年は、現代下水道法が制定されてから五〇年

そこで一月中旬に国土交通省下水道部の江藤部

の間に日本の下水道丸を安定した航路に乗せた

雄

の翌年の一月に下水道法の改正を提言したわけで法改正を提言する関西フォーラム』を立上げ、そ三年に大阪経済大学に移りまして直ぐに『下水道何故そんな決意をしたかと言うと、私が一九九

の翌年の一月に「カジ治の改国を捜討したおにての翌年の一月に「カジ治の改国を捜討した。 年以上の歳月が流れていたわけです。この間、私 はこの課題について、忘れたことはありませんで はこの課題について、忘れたことはありませんで した。五○年まで後二年ですが、二年あればそれ した。五○年まで後二年ですが、二年あればそれ とた。五○年まで後二年ですが、二年あればそれ はこの課題について、忘れたことはありませんで はこの課題について、忘れたことはありませんで はこの課題について、忘れたことはありませんで はこの課題について、忘れたことはありませんで

長に強く提案しました。

すべきではないか。」き方向、特にその執行体制のあり方について研究のあと二年、その間に今後の下水道事業のあるべ

沢山の人が、家族を含めれば十万人位の人が下水道事業に従事しています。その人たちが胸を張って仕事ができるように、この際執行体制を考えって仕事ができるように、この際執行体制を考えんだのです。江藤さんは打てば響くように、「それんだのです。江藤さんは打てば響くように、「それんだのです。江藤さんは打てば響くように、「それにしっかりやりたい」とおっしゃいました。そして話が代わり、「久保さんから水の基本法の研究のは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀なは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀なは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀なは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀なは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀なは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀なは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀ない。

し上げました。
ました。次に、下水協の福上常務理事を訪ね、申談して、もう一回お訪ねします。」と言って辞去し談して、もう一回お訪ねします。」と言って辞去し私は、「下水協(日本下水道協会)と久保さんに相

を模索したほうがいいのではないですか。」「これからの協会は、全国のNPO団体との連携

当時は下水道事業の補助金制度がなくなる可能

と申し訳なさそうに言われました。

ところ、福上さんは「内部の説得が大変だなぁ」

携を模索しておく必要があるでしょう」と話した

首長の裁量が重要になります。NPO団体との連

首長の裁量が重要になります。NPO団体との連

性が強まっていました。補助金の場合は、国交省

の基本法の研究だよ」と言われました。申し上げたところ、久保さんは「大事なことは水い。あと二年ある、検討しなくちゃならない」と次に、久保さんに電話をして、「ぜひ会って欲し

○○年十二月下水道協会誌に「流域水管理の思考」というペーパーを書かれていました。その中で、というペーパーを書かれていました。その中で、というペーパーを書かれていました。その中で、とから考えますと、久保さんは、ちょうど二○

私たち日本下水文化研究会が努力して実現したの介添えが必要でした。当時八六歳でしたけれど、が終わってから久保さんが奥様ご同伴で会場の中央に座っておられました。私も講演をしたのですが、壇上から久保さんが様子を見ると大変楽しそが、壇上から久保さんが席を離れるとき、奥様が終わってから久保さんが席を離れるとき、奥様が終わってから久保さんが席を離れるとき、奥様の介添えが必要でした。当時八六歳でしたけれど、私が直接久保さんにお会いしたのはこの時が最後で、今生の見納めになってしまいました。

りになりました。

ついては、その後、設置されたという噂もありま久保さんが企画していた水の基本法の研究会に

後で役立つ』と信じたわけです。そして、その通後で役立つ』と信じたわけです。そして、その通りはでもらい、原稿中西正弘さんの協力を得て、議員会館で全国会議中西正弘さんの協力を得て、議員会館で全国会議中西正弘さんの協力を得て、議員会館で全国会議中西正弘さんの協力を得て、議員会館で全国会議中西正弘さんの協力を得て、議員会館で全国会議の手紙が届きました。私は、この手紙は『きっとの手紙が届きました。私は、この手紙は『きっと後で役立つ』と信じたわけです。そして、その通

を作ってもらいたくて頼まれたわけではないのでに社交の場と言う意味です。久保さんは社交の場に社交の場と同じころスタートしました。会の名前はの研究会は、このフォーラムの立ち上げの時期との研究会は、このフォーラムの立ち上げの時期と

ルな視点から議論することで、将来の水資源政策かに関する基本的な事柄を多面的およびグローバのうち二つだけを抜き出しますと、「水サロンは、申し合わせ事項が草稿に書かれていますが、そすが、蓋をあけてみれば社交の場だったのです。

について検討・研究する」ことを目的とする。 それから「議事のメモは委員限りとする」。こう言うれから「議事のメモは委員限りとする」。こう言うれから「議事のメモは委員限りにするということは秘密的、事録メモを委員限りにするということは秘密的、事録メモを委員限りにするということは秘密的、事録メモを委員限りにするということは秘密的、か。これでは久保さんが期待した議論などできるか。これでは久保さんはメンバーにも入っていないかも肝心の久保さんはメンバーにも入っていないかも肝心の久保さんはメンバーにも入っていないから「議事のメモは委員限りとする」。ことを目的とする。そについて検討・研究する」ことを目的とする。そについて検討・研究する」ことを目的とする。それから「議事のメモは変」といる。

月初旬以降、白内障の進行が進み、入院して手術の手紙の中でこう書かれていました。「私はこの三当時、久保さんは八七歳で体調が衰え、私宛て

とになっています。」 旬からは心臓血管研究所付属病院で総点検するこりしたので、医者に診てもらったところ、四月初をしたり、その間数回にわたって失神して倒れた

ど話をすることになっていますので、現在その準日にはサロンのゲストスピーカーとして一時間ほ「何とか健康を維持している状態です。六月十一

鞭打って、手紙をこのように続けておられます。

久保さんの体は衰えていましたが、その衰えに

備をしているところです。」

に「何かにつまずいたのか、床に腰をぶつけて気本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの本の下水道事業を振り返って」です。

を失った」と続きます。恐らくつまずいたというを失った」と続きます。恐らくつまずいたといって立ちくらみを起こされたのではないかと思いして立ちくらみを起こされたのではないかと思いら、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでら、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでら、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでら、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでら、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでら、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでら、心の中には言いたいことが溢れるほどあったと思うのです。

さんの悲しい声が・・・。私には聞こえて来ます。といったけれども動き出せない。、この心の中の叫いのだけれども動き出せない。、文面から察するに、久保さんの本当のお気持ちは、動き出したるに、久保さんの本当のお気持ちは、動き出したびですね。皆さんにも聞こえて来ませんか。久保さんの悲しい声が・・・。私には聞こえて来ます。

て制定することです。閣法つまり中央省庁の官僚 で制定することです。閣法つまり中央省庁の官僚 で制定することです。閣法の手で議員立法とした。 本法研究会」をスタートさせました。目的は水循 では、私の当時の行動も少しは影響したかも知れ には、私の当時の行動も少しは影響したかも知れ には、私の当時の行動も少しは影響したかも知れ には、私の当時の行動も少しは影響したかも知れ には、私の当時の行動も少しは影響したかも知れ には、私の当時の行動も少しは影響したかも知れ で制定することです。閣法つまり中央省庁の官僚

める方針を取ったのです。

固めました。そしてスケジュール通りに忠実に進

いう始末です。「何をしようとしているのか分かりませんね」とて何をしようとしているのか分かりませんね」と在を知る者はほとんどいない。知っている者でも一方、水サロンの方はどうかというと、その存

水道史」を読み直し、長与専斎と総集編の戦後史、久保さんはリハビリテーションの傍ら「日本下

長として、第一回の研究会から最後の研究会まで

の手では不可能というのが結論です。私は事務局

のスケジュール、各回の発表者と発表内容などを

は一つの哲学体系だと思えます。 は一つの哲学体系だと思えます。

―これは実は私が書いたのですが ―について詳

た時、下水道事業はさらに大きく発展するに違いない。その願いを込めて今後なお努力を続けていない。その願いを込めて今後なお努力を続けていない。その願いを込めて今後なお努力を続けていですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。ですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。ですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。ですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。ですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。ですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。しいじゃないか」。久保さんは、きっとそう思っておられたのでしょう。

・経筆の手紙ですが、これには八通りの草稿があれたと思われます。二○一○年元旦の年賀に書かれたと思われます。二○一○年元旦の年賀に書かれたと思われます。二○一○年元旦の年賀状には「近く当方の感想を送りたい」と書いておられました。ですから、既に一稿は書かれていたられました。ですから、既に一稿は書かれていたられました。ですから、既に一稿は書かれていたられました。その後、何回か書きなおして四月一六日付けの手紙にも「近くその感想文がまとまります」と断っておられます。ところがこの手紙があます」と断っておられます。ところがこの手紙があます」と断っておられます。ところがこの世紀がある。

告の解決方法を模索している。それらが見出され

二点は、一九七六年の行政管理庁の勧告です。「勧

向を示したものだと言われたことは重要です。第んが、この部分を当時の日本の下水道関係者の意

ています。戦後の下水道事業と共に歩いた久保さ

の意向を示していると思う」という評価を下され

戦後史部分について、「当時の日本の下水道関係者

次に戦後史についてですが、第一点は総集編の

像しています。

久保さんは水循環基本法が起草され実現に向から過程を注視して、自分の意見を伝えたいと考えられた。それは間違いのないことでした。ところられた。それは間違いのないことでした。ところられた。それは間違いのないことでした。ところられた。それは間違いのないことでした。ところられた。一〇年二月には超党派の水制度改革議員連盟が、四月には与党民主党の水政策推進議員連盟が、四月には与党民主党の水政策推進議員連盟が設立されました。 基本法制定に向けた歩みは確実になり、国土交通省も同調に傾いて行きました。一方、水サロンは形骸化しました。久保さんた。一方、水サロンは形骸化しました。久保さんた。一方、水サロンは形骸化しました。久保さんた。一方、水サロンは形骸化しました。

稿だったのです。書き切れない、直し切れない、そういう苦衷の草は、自伝を意識して書かかれたもので、それでも自伝という形になったと思います。八通りの草稿分の人生を振り返った。そしてその感慨が自ずとは、こうした激変を前に水を守ることに捧げた自

血となるものだと、そういう意味で内なる合一で風であり、新渡戸稲造は内なる合一であったのでは、長与専斎は外なる目標、自分の外にある味では、長与専斎は外なる目標、自分の外にある味では、長与専斎は外なる目標、自分の外にある味では、長与専斎は外なる目標、自分の外にある味では、長与専斎は外なる目標、自分の外にあるでしょう。新渡戸稲造は内なる合一であったのでしょう。新渡戸稲造は自分と一緒だと、自分の外にあるでしょう。新渡戸稲造は自分と一緒だと、自分のでしょう。新渡戸稲造は自分と一緒だと、自分の世稿と

分が取組み、成し遂げたことは詳しく書かれていたことですが、久保さんは先輩から引き継いで自さて、久保さんが書かれたこと、書かれなかっ

あると考えられます。

は伝えたかったと思います。 は伝えたかったと思います。 は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を がいて下水道法を抜本的に改正すること、第二点 ました。第一点は水の基本法を制定し、それに基 ました。第一点は水の基本法を制定し、それに基 は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を は伝えたかったと思います。

変える大前提が水の基本法制定だから、「あと二年かな仕組みが変わっていません。昭和四五年の下水道普及率は、恐らく二○%位だった時点での下水道普及率は、恐らく二○%位だったでしょうか。いずれにしろ、非常に低い。今は八でしょうか。いずれにしろ、非常に低い。今は八でしょうか。いずれにしろ、非常に低い。今は八でしょうか。いずれにしろ、非常に低い。今は八でしょうか。いずれにしろ、非常に低い。今は八でしょうか。いずれにしろ、非常に低い。これをのに、四二年間も仕組みが変えられない。これをのに、四二年間も仕組みが変えられない。これをでしまっている。

間の内に」と頼んでも、「君に会う必要はない」と

れを踏まえて下水道法を変える、それが大きな課拒絶された。久保さんは、水の基本法制定後、そ

と苦労を分かち合いたい」という久保さんの願い先ほど言った二点です。私はこの二点を「みんな

久保さんは最期に自らの遺志を示した。 それは

題だと、思い定めておられたのです。

とした久保さんらしいところだと思います。 言ったところが新渡戸の武士道を道徳的行動規範 者に対する批判は一切書かれておりません。そう それを読み取らないといけないと、そう思います。 ます。書いたことから読み取るのなら簡単なこと 武士道の精神がある。従って、絶筆の草稿には他 自分が引き受ける。 そこに桜のように見事に散る て考える。他の誰にも責任を転嫁しない。全てを と思います。武士道では、全てを自分に引き付け です。けれども書かなかったことに意味がある。 最晩年の心境を読み取らなければならないと思い 久保さんが書けなかったこと、 ここに久保さんの なかったのか。私たちはこの書かれなかったこと、 久保さんは、なぜ後輩に引き渡した課題に触れ **久保さんが敢えて書かなかったのは、武士道だ** 何も書かなかったわけではないのです。

歩もうじゃないか」と私たちの心の中に棲家を変しい課題を残して亡くなったわけではなく、「共にと受けとめたい。こう考えますと、久保さんは難

えただけだと、思えるのです。

最後に私は久保さんの思いを語り伝え、より良またいと考えております。できるだけ若くやるるところです。来年度から、できるだけ若くやるるところです。来年度から、できるだけ若くやるるところです。来年度から、できるだけ若くやる

下水道法を変える前に水基本法を作らなくちゃいけないというような大構想、これについてはちょうど二○○○年に久保さんは「思考の大転換なくして水は守れない」と題する立派なパンフレットを作られ、配布されております。まさにパラダイムシフトで、今や、それが重要になっています。既に、普及率が八○%。これまでと同じ考え方で既に、普及率が八○%。これまでと同じ考え方でけるわけがない。パラダイムシフトしない限り、行けるわけがない。久保さんは、はっきり、

そう言われているのです。

## (二〇一二年六月十六日)

[編集部追記]

保さんの生涯と思想、そのリーダー像、わが国の百円税外、水道産業新聞社)が発刊されました。久集:稲場紀久雄、二〇一二年十一月、価格二千六「熊蜂のごとく ―遺稿久保赳自伝―」(企画・編

す。ご一読をお勧めします。

下水道制度形成の歴史などを伝える貴重な作品で